

平成24年5月28日

〒100-8977

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

小川敏夫法務大臣殿


FAX03-5511-7205 (司法制度第一係)

FAX送信先

都道府県、各市役所国保、廃棄物課、税制課、公的医療機関  
参事、課長、主幹


損保犯罪被害者の会

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川美都江 

TEL、FAX0287-64-1322

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有)HAハウスリメイク 山本弘明 

TEL011-784-4046

FAX011-784-5504

@栃木県庁、栃木県警察本部、当然検察も一体で「石川美都江は恐喝未遂、威力業務妨害により、懲役刑を受けている罪人である」と記載した公文書を、原告石川博、被告栃木県他一名民事訴訟に証拠として持ち出して来ました。当然本人には一切見覚えが無い公文書記述です、国の責任に置いてこの事件を調査し、公文書回答する事を求めます

1、原告石川博、被告栃木県他一名民事訴訟「平成24年(ワ)第42号損害賠償請求事件」に置いて被告栃木県は、谷田容一弁護士、栃木県警所属警視林光孝、関孝男、早藤晴樹、大森浩一を訴訟代理人とさせて「乙2B証那須塩原警察署捜査記録に「石川美都江、石川博妻”犯歴 通信恐喝未遂、威力業務妨害”つまり恐喝未遂罪には罰金は無いので懲役刑確定者である」と記述した公文書を証拠で出して来ました。

2、この民事訴訟は石川美都江には無関係な訴訟ですし「そもそも石川美都

江には、懲役刑確定を受けた犯歴者と言う事実は一切有りません」

ここまでの国家権力による人権犯罪は類を見ないでしょう。石川美都江に対する懲役刑確定者、前科一犯の犯罪者である、との濡れ衣はどうやって”国、栃木県庁、栃木県警、検察、裁判所等によって作られたのか”これを正しく証明するべく、石川美都江陳述書、準備書面、送付嘱託（嘱託先は東京高等検察庁）を揃え、宇都宮地裁大田原支部、平成24年（ワ）第42号事件裁判官に対し送付嘱託を出して有ります。この犯歴事実を証明する刑事訴訟法手続き書類一式を謄本で開示させるための申し立てです。

法務省も当然”刑事訴訟法手続き無しで懲役刑確定者と公式認定させて有るなら当事者です。本件の事実調査、回答を必須で求めます”政治家に対する国策捜査冤罪でさえ、刑事訴訟法手続き一式を取っているのにそれすら飛ばしての、犯歴確定ですか。

#### 添付書類

；宇都宮地裁大田原支部民事事件、平成24年（ワ）第42号損害賠償請求事件に栃木県庁が乙第2B号証として出して来た那須塩原警察署捜査記録写し

；石川美都江陳述書、かかる犯歴に一切心当たり無しなので、送付嘱託による事実確認を求めるとした文書。

；送付嘱託を求める原告準備書面及び送付嘱託申立書

|     |       |         |     |     |
|-----|-------|---------|-----|-----|
| 警 長 | 副 警 長 | 刑 事 部 長 | 課 長 | 係 長 |
| (印) | (印)   | (印)     |     |     |

様式第16号 (訓令第71条関係) 捜 査 記 録 用 紙 乙 第 2 号 証

平成24年 2月23日

栃木県那須塩原警察署

司法警察員

警視 渡 辺 亮 一 殿

栃木県那須塩原警察署

司法警察員

警部補 相馬 孝馬 (印)

司法巡查 安藤 拓也 (印)

捜 査 報 告 書

賃貸関係トラブル事案を取扱ったが、その状況は下記のとおりであるから報告する。

記

1 申告日時

平成24年2月23日午後2時04分ころ

2 申告者

本籍 栃木県小山市大字横倉新田172番地46

住居 栃木県那須塩原市東栄2丁目6番26号

職業 イベント業 (バルーンツアーズ)

氏名 岸 孝 二 (きし たかじ)

生年月日 昭和15年5月16日生 (71歳)

3 申告内容

申告者から

「家の賃貸関係でトラブルになっているので、来て下さい。」

栃 木 県 警 察



様式第16号（訓令第71条関係） 捜査記録用紙

|   |                     |
|---|---------------------|
| との申告による。  |                     |
| 4 相手方   |                     |
| (1) 住居  | 栃木県那須塩原市鍋掛1087番地817 |
| 職業  | 無職                  |
| 氏名  | 石川 博（いしかわ ひろし）      |
| 生年月日  | 昭和24年7月16日生（62歳）    |
| 犯歴  | なし                  |
| (2) 石川博の妻   |                     |
| 職業  | 無職                  |
| 氏名  | 石川美都江（いしかわ みつえ）     |
| 生年月日  | 昭和27年4月9日生（59歳）     |
| 犯歴  | 1件 通信恐喝未遂威力妨害       |
| 5 捜査の経過   |                     |
| (1) 現場臨場時の状況  |                     |
| 本職等は、警ら用無線自動車那須800さ・450号（無線呼称<br>那須1）にて管内警ら中、平成24年2月23日午後2時11分こ<br>ろ当署通信指令係から<br><br>「那須塩原市東栄2丁目6番26号岸孝二方において、家の賃<br>貸関係に係わるトラブルとの110番申告あり、至急現場に<br>向かって事情聴取に当たれ。」<br><br>との無線指令により、現場臨場した。 |                     |
| (2) 現場の状況   |                     |
| 本職等は午後2時23分ころ、申告者方に到着した際、申告者玄   |                     |

平成24年5月28日

平成24年(ワ)第42号 損害賠償請求事件

原告 石川博

被告 栃木県他1名

宇都宮地方裁判所大田原支部民事2係 御中

原告 石川博



TEL, FAX 0287-64-1322

## 原告準備書面 第5回

1、今月25日付で被告栃木県から出された乙B2号証、那須塩原警察署捜査記録2枚目12行目に「原告石川博妻、石川美都江に犯歴、つまり前科が一犯有る、罪状は通信恐喝未遂、威力業務妨害であると記載され、証拠提出されている」この乙号証は本民事訴訟内容に付いては証拠と認めないが、被告栃木県による刑法第233条、信用毀損罪を証明する証拠として、本乙号証を認める。

2、犯歴とは、甲第45号証、犯歴事務規定最終改正 平成20年5月29日 法務省刑総訓第820号施行による通り、刑事訴訟法手続きにより、刑事裁判を被告人として受け、刑事罰則を受け、確定している事を証明する記録の事である。乙B2号証記載、石川美都江の犯歴は刑法第250条、恐喝未遂の罪、懲役10年以下の罪で有罪宣告を受け、懲役刑が確定済みとなっているが、原告妻は一切かかる刑事訴訟法手続きを取られ、懲役刑に処せられた事実は存在していない。

3、この乙号証記述内容は、本民事訴訟を延期してでも早急に事実証明しなければならない重大な人権犯罪である事から、甲第46号証原告妻石川美都江の陳述書、石川美都江による彼女の出生地、本籍、現住所、旧姓、生年月日も記載した、本人には一切かかる犯歴事実に心当たりは無い故、甲第47号、原告による御庁に対する送付嘱託提出により乙B2号証記載、石川美都江が恐喝未遂の罪、威力業務妨害の罪の併合罪で刑事訴訟法手続きを経て懲役刑が確定している事実を証明する刑事訴訟法手続き一式書類の取得を求

める事とする。

しかし本犯歴が何処の地検に保管されているか、被告栃木県答弁等で一切明らかとされていない事から、先ずは東京高等検察庁に対し送付嘱託を行って頂き、乙第2B号証捜査記録記述内容証明を行う事としたい。

証拠証

甲第45号証 犯歴事務規定（法務省訓令） 写し

甲第46号証 原告妻石川美都江陳述書 原本

甲第47号証拠 送付嘱託の申し出 原

文字の大きさ 拡大 標準  
色変更・音声読み上げ・ルビ振り

検索

甲  
第  
45  
号  
証

[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [各組織の説明](#) > [内部部局](#) > [刑事局](#) > [犯歴事務規程\(法務省訓令\)](#)

## 犯歴事務規程(法務省訓令)

最終改正 平成20年5月29日法務省刑総訓第820号  
(平成20年6月1日施行)

### 目次

- 第1章 総則
  - 第1条 目的
- 第2章 電算処理の対象となる犯歴の把握
  - 第2条 電算処理の対象となる裁判
  - 第3条 既決犯罪通知
  - 第4条 刑執行状況等通知
  - 第5条 戸籍事項の訂正
  - 第6条 犯歴事項の訂正
- 第3章 電算処理の対象とならない犯歴の把握
  - 第7条 既決犯罪通知
  - 第8条 刑執行状況等通知
  - 第9条 道交裁判の既決犯罪通知
  - 第10条 道交裁判の刑執行状況等通知
  - 第11条 戸籍事項の訂正
  - 第12条 犯歴事項の訂正
- 第4章 犯歴の照会回答
  - 第13条 前科照会及び前科調書
  - 第14条 身上調査照会
- 第5章 とん刑者等の把握のための特別手続
  - 第15条 とん刑者等通知
  - 第16条 とん刑者等に係る戸籍事項及び犯歴事項の訂正
  - 第17条 とん刑者等発見・解除通知
- 第6章 犯歴の抹消
  - 第18条 犯歴の抹消
- 第7章 雑則
  - 第19条 電子計算機に入力する手続
  - 第20条 地方検察庁の本庁の所在地を管轄する区検察庁における特別取扱い
  - 第21条 その他の特別取扱い

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、犯歴の把握等に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もつてその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的とする。

### 第2章 電算処理の対象となる犯歴の把握

#### (電算処理の対象となる裁判)

第2条 電子計算機により把握する裁判は、次に掲げる裁判以外の有罪の裁判(以下「電算処理対象裁判」という。)であつて、確定したものである。

### 法務省の概要メニュー

[法務省幹部一覧](#)

[法務省の沿革](#)

[組織図](#)

[各組織の説明](#)

[内部部局](#)

[地方支分部局](#)

[施設等機関](#)

[外局](#)

[特別の機関](#)

[所管法人](#)

[特例民法法人](#)

[関係団体](#)

[ボランティア](#)

### その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[法務省政策会議](#)

[政策・施策](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[審議会等](#)

[白書・統計](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[電子入札システム](#)

[情報公開・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

(1) 次に掲げる者（以下「非電算処理対象者」という。）に対する裁判

ア 本邦に本籍がある明治以前の出生者及び本邦に本籍がない大正以前の出生者

イ 本籍が明らかでない者

ウ 法人又は団体

(2) 道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締法施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判であつて、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するもの（以下「道交裁判」という。）

（既決犯罪通知）

第3条 刑事訴訟法第472条の規定により裁判の執行を指揮すべき検察官（刑の執行を猶予し、刑を免除し、又は刑の執行を免除する裁判にあつては、執行を要する刑の言渡しがなされたとした場合においてその執行を指揮すべき検察官。以下「執行指揮検察官」という。）の属する検察庁の犯歴係事務官は、電算処理対象裁判が確定したときは、既決犯罪通知書（甲の1）（様式第1号）、既決犯罪通知書（甲の2）（様式第2号）又は外国人既決犯罪通知書（様式第2号の2）（以下「既決犯罪通知書（甲）」という。）を作成する。

2 地方検察庁の本庁の犯歴係事務官は、既決犯罪通知書（甲）を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機により当該裁判を把握する手続をする。

3 地方検察庁以外の検察庁又は地方検察庁の支部（以下「地方検察庁の本庁以外の検察庁」という。）の犯歴係事務官は、既決犯罪通知書（甲）を作成したときは、その検察庁の所在地（その犯歴係事務官が支部に勤務するものであるときは、その支部の所在地。以下同じ。）を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴係事務官に対して送付する。

4 地方検察庁の本庁の犯歴係事務官は、既決犯罪通知書（甲）に記載されている裁判が罰金以上の刑に処する裁判（少年のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わったこととなるもの、刑の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。）であるときは、その裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村長（以下「本籍市区町村長」という。）に対し、その既決犯罪通知書（甲）を送付してその裁判に関し必要な事項を通知する。

（刑執行状況等通知）

第4条 電算処理対象裁判に関して別表第1の第1欄に掲げる事由が生じたときは、同表第2欄に掲げる犯歴係事務官は、同表第3欄に掲げる通知書（以下「刑執行状況等通知書（甲）」という。）を作成する。

2 地方検察庁の本庁の犯歴係事務官は、刑執行状況等通知書（甲）を作成したとき又は次項の規定によりその送付を受けたときは、電子計算機により当該事由を把握する手続をする。

3 地方検察庁の本庁以外の検察庁の犯歴係事務官は、刑執行状況等通知書（甲）を作成したときは、その検察庁の所在地を管轄する地方検察庁の本庁の犯歴係事務官に対して送付する。

4 地方検察庁の本庁の犯歴係事務官は、刑執行状況等通知書（甲）が罰金以上の刑に処する裁判（少年のときに犯した罪に係る裁判であつて、確定のときにその裁判に係る刑の執行を受け終わったこととなるもの、刑の執行を猶予するもの及び刑の執行を免除するものを除く。）に関して別表第1の第1欄中1から8までに掲げる事由が生じたことにより作成されたものであるときは、本籍市区町村長に対し、その刑執行状況等通知書（甲）を送付してその事由に関し必要な事項を通知する。

5 地方検察庁の本庁の犯歴係事務官は、電算処理対象裁判が少年のときに犯した罪に係る裁判であつて、刑の執行を猶予するものであつた場合においても、刑執行状況等通知書（甲）が次の各号の一に掲げる事由が



甲第46号証

平成24年5月27日

## 陳述書

那須塩原市鍋掛1087-817

石川 美都江 

私は原告妻の石川美都江です。

本籍地 栃木県那須塩原市東栄2-40

現住所 栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

氏名 石川美都江

生年月日 昭和27年4月9日 60歳

旧姓 吉成

婚姻による姓変更年月日 昭和52年3月

出生地 栃木県

両親氏名 父吉成和男 母吉成キクエ（故人）

家族構成 夫 石川博 三人の娘（それぞれ独立し生計を別に行っている）

先日突然に夫が起こした民事訴訟上、平成24年（ワ）第42号 損害賠償請求事件（宇都宮地方裁判所大田原支部）に、私に関するそれもありもしない犯歴があると書かれているとの事で、夫とともに大変驚きました。

司法犯罪、警察犯罪は、マスコミやネット上に毎日のように報道されていますので、私ども一国民にもそれなりの知識があるつもりでしたが、自分の身に全く覚えの無い犯歴が、しかも週刊誌レベルのことではなく「栃木県、栃木県警が民事裁判上に出して来た」ことに大変驚き、ショックを受けております。

私は当然、相馬警察官とは面識がありませんでしたし、平成24年2月23日岸孝二氏が110番で呼び出し出動してきたときに、安藤警察官とともに岸宅に来られた時が初対面でしたので 乙B2号証 那須塩原警察署捜査記録で相馬警察官に何ゆえこのような書かれ方をするのか、皆目検討が付きません。

夫が起こしている民事裁判ですので、私の犯歴と夫の裁判は関係ありませんし、仮に私に犯歴があったとしてもこのような事実を裁判上に出してもいいのかどうか、これが公務所と警察がすることなのかと唾然といたしております。これらのことは、完全に刑法犯罪にあたるかと考えております。

また、先ほども申しましたとおり、私は、スピード違反の罰金、シートベル

ト違反点数減点一回ほどの刑罰以外、刑法犯罪者にたとえ冤罪であったとしてもなったと言う事実はないのですが、健忘症にでもかかっているのでしょうか？なお、免許証はゴールドで2回書き換えております。

刑事犯罪者となるためにはいろいろな手続きを踏む必要があるはずですし、何回も呼び出されたり、または拘留されたり、刑事裁判の手続きを踏んだりしなければならぬはずですが、これらも一切記憶にありません。

まずは本訴訟上に証拠として出してきた問題でありますので、本訴訟上で石川美都江に栃木県、栃木県警が主張している犯歴があるのかどうか、それはいつ、どんな罪状であったのかを明らかにしていただきたいと考えます。

もし仮に、万が一、全ての手続きを全て偽造して、本人には連絡さえしないで、刑事犯罪者とすることが出来るのであれば、それはそれで可能かもしれませんが、それをしたら、発覚時にどれだけの逮捕者が出るのかと言う恐ろしい話になってきます。

もし仮にそのような事実があったとしたら、私は勇気を持ってそれを直視し、これらの不正を正してまいる覚悟でおります。とうてい看過できる問題ではありません。

甲第  
47号  
証

平成24年5月28日

平成24年(ワ)第42号損害賠償請求事件

原告 石川博

被告 栃木県庁他1名

宇都宮地方裁判所大田原支部民事2係 御中

原告 石川博



TEL、FAX0287-64-1322

## 証拠の申し出

文書総務嘱託の申し出

### 1、文書の表示

；原告妻石川美都江の犯歴の有無を証明する為に、東京高等検察庁に対し、那須塩原警察署捜査記録記載、平成24年(ワ)第42号宇都宮地裁民事訴訟事件乙号証第2B捜査記録記載による石川美都江の犯歴、通信恐喝未遂及び威力業務妨害罪で懲役刑確定事実が有るとの記載事実の確認を果たす為、石川美都江に対する犯歴を証明する刑事訴訟法手続き記録一式謄本の提出を求めます。

### ；犯歴照会当事者

本籍地 栃木県那須塩原市東栄2-40

現住所 栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

氏名 石川美都江

生年月日 昭和27年4月9日

旧姓 吉成

婚姻による姓変更年月日 昭和52年3月

出生地 栃木県

両親氏名 吉成和男、吉成キクエ(故人)

2、本送付嘱託に付いては、石川美都江が西暦何年何月何日にどこで該当す

るとされている犯罪を行い、何処の検察庁が刑事訴訟法手続きによる通信恐喝未遂、威力業務妨害罪による起訴を、何処の地方裁判所になし、有罪判決が下されたのか、控訴はなされての懲役刑確定となっているのか一切不明で有る事から、本送付嘱託は東京高等検察庁に行う事としたい。

### 3、文書の所持者、ないし該当犯歴無しとの回答責任者

〒100-8904

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎6号  
東京高等検察庁

### 4、証すべき事実

原告妻石川美都江に被告栃木県が乙2B号証で出して来た那須塩原警察署捜査記録記載犯歴、通信恐喝未遂、威力業務妨害により実刑確定となった犯歴が有るか否かの公文書を持った確認を果たす為。

## ファックス送信表

送信者 石川博

FAX番号0287-64-1322

送信先 栃木県庁知事、一般廃棄物課 殿

相手先ファックス番号028-623-3113

送信年月日

平成24年5月28日

本紙含む 15枚

受信確認による返信願ひ、握り潰す場合は記載後返信するか破棄して無かつた事として下さい。

---

○受信しました はい いいえ、握り潰しました  
どちらかに丸を付けて下さい

受信先部署 栃木県庁                      部署 担当氏名                      印

受信日時記載 平成24年                      月                      日

返信送付先ファックス番号0287-64-1322 石川 博

平成24年5月28日

細野豪志環境大臣（産廃、一般廃棄物課）

FAX03-3593-8264

FAX03-3293-8263（一般廃棄物課吉峰担当）

福田富一栃木県知事（一般廃棄物課、田名網担当）

FAX028-623-3113

北海道庁産業廃棄物対策課、原主幹

他都府県、市廃棄物課課長

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

TEL, FAX0287-64-1322 石川博

@宛先各所への”ファックス送信文書です” 栃木県庁はファックス送信文書は警察、弁護士が共犯で廃棄処分して終わらせる、北海道庁は”受信事実、文書記載内容共に一般に漏洩させて情報守秘責任を果たさない”ので、送信先に後にこの文書扱いを確認します

1、先ず伝えて置きますが「送信を行うファックス番号は上記二箇所のどちらかです”送る文書は栃木県庁、栃木県庁が委任した弁護士谷田容一弁護士、林光孝、関隆男、早藤晴樹、大森浩一警視が共犯者となり、虚偽公文書作成、行使を行い、或いは追認した事実証拠文書他”です」

2、宇都宮地裁大田原支部民事事件平成24年（ワ）第42号事件、原告石川博、被告栃木県代表者知事他一名事件に出された”乙第2B号証公文書様式16号（訓令第71条関係）捜査記録用紙、平成24年2月23日付栃木県那須塩原警察署司法警察官作成捜査報告書”の記述が刑法犯罪そのものを越えたでっち上げ記録公文書です、でっち上げ記録は次の重要項目です。

；石川博 職業「無職」と記載され、証拠提出された→石川博は東日本JRを定年退職後、関連会社に二次就職しています。

；石川博妻美都江 犯歴（交通事故による罰金刑を除く刑事罰則適用、確定の前科者の事です）通信恐喝未遂、威力業務妨害罪で前科一犯、と記載し、証拠提出された、恐喝未遂で前科がある場合は懲役刑です→しかし当事者にそんな刑事訴訟法手続きを取られた事実証拠は一切有りません。

3、これが栃木県知事、県庁、栃木県警本部、谷田弁護士が行った公文書偽造、行使犯罪、信用毀損犯罪です”今この犯歴をどうやってでっち上げて公文書に記載して出して来たか、公式調査にも入っていますので、それを証明する資料の添付します”

司法権力、県警、栃木県知事、県庁が行ったテロ犯罪、犯歴、職業捏造記載公文書です、検察によるこうした偽造犯罪と同じ構図のもっと極悪な物です。

4、この連中は「石川絹枝さんの遺産泥棒犯罪者と共犯となり、絹江さんの預金、保険積立金窃盗、動産窃盗を逃がし、後押しに走って暴かれていますし（県庁、大田原市役所、栃木県警は絹枝さん所有動産を市の焼却施設で焼却処理させて犯罪隠蔽に走った）”絹枝さんのご主人は用務員でしたので公務員共済、遺族年金を受け取っていたのですが、とちぎん、警察、司法、長男夫婦でこの遺族年金詐欺にも手を染めています”

絹枝さんは22年4月15日に死去したのですが、とちぎんの遺族年金が振り込まれる通帳だけ、他の絹枝さんの通帳は長男の嫁が金を抜いて解約しながら、この口座だけ金を抜いた上で残していたのです、博さん夫婦が二ヵ月後にとちぎんにこの事実を調べ通告しています、とちぎん、警察はこの年金詐欺も握り潰し続けているのです、年金は公金です、犯罪の質が違いますので余計あせっているのでしょう。